

平成 26 年度第 2 回 横浜市障害者施策推進協議会会議録

日 時	平成 26 年 8 月 19 日 (火) 午前 10 時から 12 時まで
開催場所	横浜市健康福祉総合センター 8A・8B 会議室
出席者	渡部匡隆部会長、井上繁委員、岩沢弘秋委員、内田豊委員、大友勝委員、柏木彰委員、渋谷治巳委員、鈴木和子委員、鈴木和人委員、須山優江委員、多田葉子委員、田中梨奈委員、中根幹夫委員、永田孝委員、奈良崎真弓委員、西川麻衣子委員、森和雄委員、八島敏昭委員、山田初男委員、渡邊雅子委員、和田千珠子委員
欠席者	荒井政明委員、岩下賢二委員、戸塚武和委員、平井晃委員
開催形態	公開 (傍聴人 2 名)
議題等	<p>1 議題</p> <p>(1) 第 3 期横浜市障害者プランの素案骨子 (案) について</p> <p>(2) 障害者差別解消法の対応について</p> <p>2 その他</p>
	<p>1 議題</p> <p>(1) 第 3 期横浜市障害者プランの素案骨子 (案) について 事務局より素案骨子の概要、構成、スケジュール等について説明した。</p> <p>渋谷委員) 養護学校、グループホーム (以下「GH」という。)、作業所は必要であることは確かだが、この第 3 期横浜市障害者プラン (以下「第 3 期プラン」という。) をみると、障害者は、療育センターから特別支援学校に行き、学校を卒業した後は作業所へ行き、GH で生活するという流れにみえ、障害者は障害者施策の中だけで生きていくことしかできないように見える。障害者は、本来の社会の中で生きていく必要があるので、そういう観点到に転換すべき。具体的施策はもちろん必要だが、そういう観点到が必要だと思う。この第 3 期プランにはそのような方向性が欠けているように思える。</p> <p>事務局) 障害のある方も、地域の中で生活していくことが重要な視点であるとして、施策を進めてきた。第 3 期プランについても、ライフステージに応じて、様々な施策を示しているの、確かに障害福祉施策の中だけで生きていくという風に見えるかも知れないが、ご指摘の点は十分踏まえて作成している。</p> <p>渋谷委員) 当事者のことばかり記載があり、親や家族、関係者のことが書かれていない。このような記載だから、先程言ったような観点到がこの第 3 期プランには欠けているように思える。当事者の視点からきちんと記載して頂きたい。</p> <p>奈良崎委員) 基本目標にある「自己決定、自己選択」に関して、急にこの言葉が出てきて、それに対する説明部分がない。その部分に対しての具体的内容を、横浜市がどう考えているのかお聞きしたい。</p> <p>事務局) 本市として、基本目標に掲げていることができるように、さまざまな取り組みをするという趣旨で、記載している。自己決定、自己選択については、相談支援等の取組を行っていきたいと考えている。素案 (案) の 48 ページの現状と取組の方向性の 2 段落目の 3 行目に、</p>

「本人の自ら解決する力を高めていくための支援」や、40 ページの基本目標の下の 2 段落目に、「公民連携して、必要に応じた意思決定支援を行いながら、障害児・者が『自分で選んで・自分で決める』環境整備が欠かせません」と記載があるが、記載内容にあるような視点で、施策を進め、基本目標を着実なものにしていきたいと考えている。

和田委員) 自己選択、自己決定についてだが、8 年前に娘を産むことになった時、精神科医にいきなり墮ろしなさいと言われた。今の時点で、精神障害者の夫婦が子どもを産む場合、どういう対応を取ることになるのか。

事務局) 8 年前の発言は、その時点でドクターが状況を判断して言ったと思われる。子どもを育てられるかどうかという視点で、両親や他の支援を含めて育てられるとことであれば、生むことを勧められると思う。現時点でも、生活環境や周囲の支援を含めた総合的な判断もあるが、基本的には、やはりご本人たちの意見がまず第一に尊重されるものと考えている。

渋谷委員) 自己選択について、選択肢を増やせばいいということではない。自分には何が必要か、生活を通して考えるべき。先程の発言は重要だと思う。どんな状況でも、子どもを生むことを決めるのは、親である。育てられるかどうかは、健常者だって同であり、障害者だから育てられないという発言は重大な問題である。

事務局より、基本目標、テーマ 1 について説明した。

和田委員) 夫婦で統合失調症。娘は 8 歳で、夫が病気で困った時に相談できる場所がない。旭区の家族会では、当事者を受け入れる余裕がないと断られた。具合が悪い時にそこに相談したらよいのか。

事務局) 精神障害者の方の相談機関としては、18 区に生活支援センターを設置しており、病気に関することも相談できる場という役割を担っている。そのような相談機関があるということが、まだ情報とし広まっていないのであれば、生活支援センター自ら広報をするなど、情報発信に取り組んでいきたい。

八島委員) 素案概要 2 ページにある相談支援について 2 点確認したい。1 点目は相談支援体制の構築についてだが、発達障害の特定相談を行っているが、現在ではまだ 3 区しか進んでいない。いつまでに 18 区やるのか第 3 期プランに載せてほしい。2 点目は、研修及び受講者の管理についてだが、発達障害は分りにくいので、研修に関しては、発達障害支援センターでも協力してやっていきたい。また、1 次相談機関では、1 人で相談を担当するのではなく、複数の人数で、相談を受けてもらえるような体制を整備してほしい。

事務局) 素案(案)の 52 ページのコラムの下に、発達障害者に係わる相談支援の充実という項目があり、その中に特定相談は 27 年度中に 18 区設置と記載している。来年度中の全区展開に向けて準備をしていく。研修については、ご指摘いただいた要望を踏まえ、各区と調整を進めていきたい。

渋谷委員) 出会いや普及啓発が強調されている。啓発や交流というのは 30 年近くやってきているが、障害者は特別な人ということが何も変わ

っていない。普及啓発の限界を見定めるべきではないか。人と人がどう出会うということを本気で考えるべき。それを抜きにして、インクルーシブな社会はできない。

事務局) 普及啓発の限界について、確かにそういう面もあるかもしれないが、障害のない人への普及啓発は引き続き必要であると考えている。障害者自らが判断できるような療育や教育、社会に出てからの自己選択能力、生きる力、エンパワーメントを図れるよう進めていきたい。渋谷委員がおっしゃっているようなことを、現場で実践できるように、関係局と連携をしていきたい。

鈴木和子委員) 第1期、第2期プランの時、視覚障害者に対する具体的施策が示されておらず、このプランがどのような意味があるのか、分からないというのが現状だった。それに比べると、第3期プランは多少具体的になった。テーマ1に情報保障とあるが、点字や音声による情報提供、文字の拡大はもちろんのこと、市のホームページをもっと見やすくするなど、行政として積極的に行って欲しい。

同行援護については、介助者の外出時における研修制度も行われ、保障されてきた。外出時も支援が必要だが、日常生活に必ず必要な読み書きができないことに非常に困っている。ヘルパーを頼んでいる人が多いが、行政に提出する申請書などの代筆をヘルパーに頼んでも、断られることが多い。読み書きができるヘルパーの育成や、読み書きサービスをぜひ実施して欲しい。

奈良崎委員) 教育現場の普及啓発は、親や本人だけでなく、学校の先生達にもぜひやってほしい。自分は小学校でいじめにあったが、保健室が避難場所だった。障害者がもし学校でいじめられたとき、どこに逃げたらいいのか避難場所の記載をしてほしい。また、発達障害の特定相談を3区で実施していると先ほど話があったが、3区の具体的な区名を記載して欲しい。その区でやっているのか分からない。それから、読み書きについて、ヘルパーをお願いしていると話があったが、外国では無料で行っている所も多い。ヘルパーに頼むだけでなく、行政のサービスとして受けられるようになれば良い。

須山委員) 音声情報を文字情報へ変換するということも追加して欲しい。聴覚障害者が困っているのは医療現場である。医師や看護師とコミュニケーションをとるのが難しい。素案(案)の79ページに重度障害者入院時コミュニケーション事業とあるが、緊急時や入院時の際、手話通訳者を派遣されても、手話が分かる障害者は現在少なくなっている。要約筆記者も派遣できるような体制を作って欲しい。

事務局) 聴覚障害や視覚障害の視点についてさまざまな意見をいただいたが、差別解消法施行もひかえているため、まずは行政から発信する情報に関しては、考えていかなければいけない。ご意見を踏まえて取り組んでいきたい。

奈良崎委員のご意見について、発達障害の特定相談は、現在は戸塚区、瀬谷区、港北区の3区で行っている。あと6区は現在調整中であり、合わせて9区は今年度中に設置予定である。18区全てについては来年度中に設置予定である。区名が載せられるかどうかは調整する。教育現場での普及啓発の居場所の確保についても、関係局と調整

していきたい。

事務局より、テーマ2・3について説明した。

森委員) 検討部会での意見と対応一覧表の中のテーマ2の住まいについて、①で長期入院者ゼロ、③で待機者ゼロを掲げて欲しいと記載がある。容易に達成できることではないかもしれないが、基本目標で掲げている姿勢を重視し、意見を述べられたのだと思う。今回の第3期プランは今後6年間続くものなので、そういう意味では、夢を掲げながらもやっていくべきと考えている。だから、長期入院者ゼロ、待機者ゼロという言葉はこの第3期プランに掲げるべきだと思う。また、基本目標とテーマのページは表で記載されており、推進、検討、作成などという言葉が使用されている。しかし、これらの言葉の意味付けが分からない。どこかで意味づけしないと具合が悪くなる。記載内容を変更するのは難しいかもしれないが、時間はまだあるので検討して頂きたい。

渋谷委員) 民間住宅入居推進について、車いすの利用者の立場からだが、物件を見つけること自体が難しい。車いすの場合は、住宅改修も必要である。入居できても、経済的問題から、原状復帰のお金が出せない。そうすると原状回復ができず、引っ越しができない。

GHの問題については、待機者ゼロは大きな課題である。何とか地域で生活したい人は受け入れるべきである。そういう意味では今の支援の質では難しい。

井上委員) バリアフリーと災害についてだが、高台へ逃げるには階段等もあり避難が困難なので、階段をスロープにしてほしい。

永田委員) GHのことについて、年間40ヶ所作るということだが、待機者が増えているのもっと増やすことを検討してほしい。

八島委員) 素案(案)61ページの住まいの所で、行動障害のある方の住まい検討について記載がされていることはありがたい。横浜市の入居待機者651名のうち305名、約半数は行動障害といわれている。行動障害のある方の住まい検討をするということは、地域移行への具体的な対策がみえるほか、待機者ゼロに繋がる大きな取組になると考える。65ページに記載がある、障害児の18歳以上入所者数の中にも、行動障害者がかなりいると想定される。行動障害の住まい検討の取り組みはここでも有効であると考え。これを進めて行けば、アセスメント、モニタリングの確立、地域移行を阻害している要因の解明、GHのプラスの対策、入所施設などの様々な施設の役割機能の再構築などに踏み込んでいける。このテーマはさまざまな問題への解決の切り口になる。行動障害について行う検討会は、小さな検討会をいくつもつくるのではなく、包括的な議論ができるような検討会をつくってほしい。

事務局より、テーマ4、5について説明した。

鈴木和子委員) テーマ5の就労支援について、雇用促進法がまずあり、一般就労、福祉的就労がある。視覚障害者の中には、地域で自営している方が多いが、その方に対する支援が何もない。出張時や事務的処

理でも、自営では福祉的支援は利用できない。自営就労している人に対して、働くことを継続できるよう支援することは、立派な合理的配慮である。

渋谷委員) 当事者活動を余暇にいれるのは違うのではないか。当事者活動は生存権の確立を目指しているので、余暇の中だけでは語って欲しくはない。

西川委員) 学齢障害児という言葉は初めて聞いたので教えてほしい。また、スポーツ振興について、精神障害者は見た目では分からないので、どのように普及していくのか聞きたい。

事務局) 小・中・高校に在学している障害者に対して、学齢障害児という言葉を使っている。他の言い方もあるかもしれないので検討する。スポーツについては、障害種別で区切って考えていない。地域のスポーツセンター、ラポールで取り組みやすい、受け入れやすいようなスポーツの体制を作っていく。当事者活動の位置付けに関しては、他のご意見等も参考にしながら、もう少し検討させて頂きたい。

渡邊委員) 生活支援センターについてだが、A型とB型は機能やスタイルが異なり、地域活動ホーム（以下「地活ホーム」という。）が18区に同じようなレベルであることとは訳が違う。地域の方に生活支援センターが頼られるようになるために、区単位の利用者数等を挙げて、どこの区のセンターではどのようなことをやっているのか分るようにしてほしい。

中根委員) 素案（案）35 ページに記載のある、ライフステージを通じて一貫した支援というのは、とても重要な視点で、第3期の方向性を示している。37 ページでは図も示されているが、個別のテーマのページになると、どこに書かれているのか良く分からない。療育から教育は具体的に示されていても、教育から先や、高齢期にはどのような施策を考えているのか。例えば、37 ページの図で、相談支援や、地活はどのように関わるのかということを知りたい。図の中に、どの部分にどのような施策が関わるのか書いてもいいのではないか。

事務局) 37 ページに療育や教育については書き込みがあるとの話だが、学齢期から地域社会に移行する段階においては、教育から福祉サービスへの転換となる。教育後は就労であっても福祉的サービスであっても、一括に対応できるような取り組みをしていく。例えば就労であれば、教育と福祉分野の連携、就労以降の住まいの場の確保など、関係機関、相談機関も含めて連携して支援していく。どれが一貫した支援かというのは、特にこれがというのではなく、各取り組みがライフステージを通じた支援になるというふうに捉えている。

鈴木和人委員) 療育、教育、福祉、就労の繋ぎの部分は、一貫した支援として謳われているが、テーマごとにみるとつなぎの部分のイメージが薄くなる。テーマごとに分けることは必要だが、つなぎの部分を大事にして欲しい。

就労について、就労支援の促進とその後の定着支援と記載がある。就労移行の事業所等と協力しているが、1年間に就職する方の人数が全く違う。国の事業では、長期に支援をするという形にはなっていないが、就労支援センターでは、本人が登録を辞めない限りは、継続し

	<p>て支援をしていくこととなっている。そのため、一人で約 180 人担当している。特別支援学校の卒業生も増えてくると予想されており、手帳を取得する方も増える中で、当然就労していく人も増えていく。そのため、現在の状況では定着支援促進に取り組んでいくことは、厳しい。それぞれの方への支援が薄くなってしまい、限界が来ていると思う。取り組みの中で、就労支援センターの人員の確保や強化についても考えて欲しい。</p> <p style="text-align: right;">(終)</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>資料 1 第 3 期横浜市障害者プランの素案骨子（案）について 資料 2 障害者差別解消法の対応について</p>